



# 福祉医療制度のご案内

医療費の負担を軽減するために、次のような助成制度があります。申請をしていない人で、該当すると思われる人は、役場保険医療課までお問合せください。

▶問合せ 役場保険医療課

## 子ども医療

### ●対象者

#### 中学校卒業までの子

対象者には、「子ども医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

### ●所得制限 なし

## 障害者医療

### ●対象者

- ・身体障害者手帳所持者  
(1～3級、4級腎臓機能障害、  
4～6級進行性筋萎縮症)
- ・療育手帳所持者(A、B判定)
- ・自閉症状群と診断された人

※自閉症状群の要件で申請される場合は、事前にご相談ください

対象者には、「障害者医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

### ●所得制限 なし

## 母子・父子家庭医療

### ●対象者

- ・18歳の年度末までの子を扶養している母(父)とその子
- ・父母のいない18歳の年度末までの子

対象者には、「母子・父子家庭医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

### ●所得制限 児童扶養手当一部支給制限額に準ずる(母・父)

※助成の対象は、保険診療内のものに限ります  
(予防接種、歯列矯正、入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です)

## こんな時には届け出を

- 受給資格要件に該当しなくなったとき
- 氏名、住所、加入している医療保険が変わったとき
- 転入したとき ○転出するとき ○死亡したとき
- 交通事故等、第三者から被害を受けた場合のケガで福祉医療を使うとき

## 精神障害者医療

### ●対象者

#### ①自立支援医療受給者証(精神通院)所持者

①の人には「精神障害者医療費受給者証(精神通院医療のみ使用可)」が発行され、自立支援医療受給者証に記載された医療機関では、通院に限り自己負担はありません。

#### ②精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者

②の人には「精神障害者医療費受給者証(全疾患の入院医療・通院医療可)」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

※精神通院をされている人は、「自立支援医療受給者証(精神通院)」が別途必要です

### ●所得制限 なし

## 後期高齢者福祉医療

### ●対象者

後期高齢者医療に加入されている人のうち

#### ①母子・父子家庭医療該当者

#### ②戦傷病者手帳所持者

#### ③ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者

#### ④障害者医療該当者

#### ⑤感染症予防法、精神保健法による命令入所該当者

#### ⑥精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者

#### ⑦自立支援医療受給者証(精神通院)所持者

対象者には、「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、①～⑦は入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

※精神通院をされている人は、「自立支援医療受給者証(精神通院)」が別途必要です

⑦は自立支援医療受給者証に記載された医療機関では、通院に限り自己負担はありません。

### ●所得制限

#### ①母子・父子家庭医療に準ずる

#### ②障害児福祉手当に準ずる

#### ③町民税非課税世帯のみ対象(世帯を分けていても、生計を同一にしている場合は、同じ世帯とみなします)

#### ④⑤⑥⑦ なし